

業務委託基本契約（請負・準委任）

注文者（以下「注文者」という。）とネクストモード株式会社（以下、当社という。）とは、当社の提供するサービスに関連する業務（以下「本件業務」という。）の委託に関し、次のとおり基本契約（以下「本契約」という。）において条件を定める。

（成立）

第1条

本契約は、本契約を適用する旨定めた個別契約（以下「個別契約」という。）の成立と同時に成立する。なお、本契約における注文者は、個別契約において当社に対して注文をした当事者をいう。

2. 本契約は、個別契約と一体となって適用される。ただし、本契約の条件が個別契約の条件と異なる場合は、個別契約の規定が優先する。

（個別契約）

第2条

個別契約は、注文者が当社に対し、契約の種別、委託内容、納期又は業務遂行期間、委託料の金額、支払方法等必要事項を記載した注文書を提出し、当社が請書を発送した時点をもって、成立する。

2. 注文書又は請書は、書面による送付のほか、注文者と当社が各々指定する電子メールアドレス宛に、注文書又は請書に記載すべき事項を記載して送信する電子メールをもっておこなうものとする。

（仕様）

第3条

注文者は、個別契約にて本件業務にかかる仕様等詳細内容（以下「本詳細内容」という。）を指定するものとする。なお、注文者及び当社は、本詳細内容について、書面又は両当事者が合意した第三者ツール（電子メールも含む。）により相手方の承諾を得たうえで、変更をすることができる。

2. 前項の本詳細内容の変更により、本契約及び個別契約の全部又は一部の変更が必要になった場合は、注文者及び当社が合意した内容を記載した書面にそれぞれ押印又は電子契約を締結することによりこれらの契約の変更をすることができる。

（納入・検収）

第4条

当社は、注文者に対して、本件業務遂行の過程又は結果として個別契約に定める成果物（以下「本件成果物」という。）を当該個別契約に従い納入する。

2. 注文者は、本件成果物について本詳細内容を満たすか否かの検査をし、当社に対して、本件成果物受領後10日以内（以下「検収期間」という。）にその結果を通知する。
3. 前項の通知により不合格である場合、当社は、注文者が指定する本件成果物の本詳細内容を満たさない部分について修補し、注文者及び当社が協議のうえ決定した日に再納入し第2項の検査を再度行うものとする。
4. 本件成果物につき、検収期間中に注文者から何らの通知もないときは検収期間満了日の翌日をもって合格したものとみなす。なお、本件成果物の検収合格により本件業務の完了とする。

(不適合責任)

第5条

注文者は、当社に対して、本件業務完了後6か月以内に、本件成果物が本詳細内容に反する、本詳細内容所定の稼働環境で稼働しない等本契約の内容に適合しない(以下「不具合」という。)箇所を特定して通知することにより、本件成果物の修補を請求することができる。但し、当該不具合にかかわらず、注文者は、当社に対して、本件成果物の減額請求をすることはできない。

2. 前項にかかわらず、注文者は、不具合により契約の目的を達成することが著しく困難となる場合に限り、本契約を解除することができる。
3. 前二項につき、注文者の指示に従った場合、本詳細内容に起因する場合、当社以外による本件成果物の改変があった場合その他当社のみ責任に帰すべき事由によらないときは適用されない。

(委託料及び支払方法)

第6条

注文者は、当社に対して、本件業務の対価として個別契約に従い委託料並びに消費税及び地方消費税を支払う。

2. 前項における支払期限までに委託料の支払いがない場合は、注文者は、当社に対して、支払期限の翌日から委託料の支払いが完了した日まで年14.6%の割合(1年を365日とする日割計算)によって計算された遅延損害金を別途支払うものとする。

(再委託)

第7条

当社は、相手方の事前の承諾なく、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託することができる。

2. 前項により再委託をする場合、当社は、再委託先である第三者に対して本契約にかかる自らの義務と同等の義務を課すものとする。

(資料等)

第8条

注文者は、当社に対して、資料等の提供、情報の共有、貸与品・支給品の提供その他の当社による本件業務遂行に必要となる協力をする。

2. 第1項に定めるもののほか、当社が注文者に対し、本件業務に必要な資料等の提供、情報の共有又は貸与品・支給品の提供を要請したときは、注文者は当社に対し当該資料を提供し、情報を共有し、又は貸与品・支給品を提供する。
3. 当社は、注文者より提供された資料等及び貸与品・支給品を、善良な管理者の注意をもって管理し、本件業務の遂行以外の用途に使用してはならない。
4. 前各項につき、注文者による資料等の提供又は情報の共有が遅れ若しくは提供されない又は資料等に不備があることにより、本件業務の履行遅滞、履行不能又は不完全履行となった場合、当社は、その不履行責任を免れるものとする。

(場所)

第9条

当社は、本件業務遂行場所が当社以外である場合は、当該遂行場所にかかる規則等を遵守する。

(主任担当者)

第10条

注文者及び当社は、主任担当者を決定し、書面又は電子メールにより相手方に通知する。本件業務遂行のための連絡、確認等は、原則として主任担当者を通して行うものとする。

2. 注文者及び当社は、本件業務遂行のための手順を、各主任担当者が協議し、書面又は電子メールにて取り決めるものとする。

(秘密情報の取扱い)

第11条

注文者及び当社は、本契約の存在及びその内容並びに本契約の履行に関連して相手方から開示を受けた情報であって、(a) アイディア、ノウハウ、技術情報、営業情報その他の情報であって、技術資料、図面その他関係資料等の有体物若しくは電磁的記録媒体により開示され、かつ、秘密である旨が表示されているもの、(b) 秘密である旨を告知されたうえで口頭又は視覚的に開示された情報であって、開示後30日以内に当該情報の内容及び秘密である旨を明示して書面又は電子メールで特定されたもの、又は(c) 個人情報の保護に関する法律に定める「個人情報」(以下「秘密情報」と総称する。)を、善良なる管理者の注意をもって管理し、相手方の事前の書面又は電子メールによる承諾なく第三者に開示又は漏洩せず、かつ、本契約の履行以外のために使用してはならない。なお、本条において、秘密情報を開示する当事者を開示者、受領する他方当事者を被開示者という。

2. 前項の定めにかかわらず、被開示者は、次の各号の一に該当する情報については、開示者の秘密情報(前項(c)の場合を除く)として取り扱わない。

- (1) 開示の時、被開示者が既に保有し又は既に公知であった情報
- (2) 開示後、被開示者の責によらず公知となった情報
- (3) 秘密保持義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報
- (4) 被開示者が独自に開発した情報

3. 第1項にかかわらず、被開示者は、自己の会社法上の親会社及び子会社並びに被開示者が当社である場合において、提携会社であるクラスメソッド株式会社(所在地:東京都千代田区神田佐久間町1-11。以下「クラスメソッド」)に対して、相手方の事前の承諾なく秘密情報を開示することができる。ただし、この場合、被開示者は、親会社等に対して、当該秘密情報にかかる自己の義務と同等の義務を課すものとし、当該親会社等の行う行為に関して責任の一切を負う。

4. 被開示者は、本契約の履行のために合理的に必要な範囲内でのみ、秘密情報を複製することができる。被開示者は、本項に基づき秘密情報を複製した場合には、当該秘密情報に付された秘密である旨の表示、著作権表示その他の表示を当該複製物に付し、秘密情報として取り扱う。

5. 第1項の定めにかかわらず、被開示者は、裁判所や行政機関の命令など法令に基づき開示者の秘密情報を開示する義務のある場合、当該秘密情報を開示できるものとする。ただし、その場合、被開示者は、開示者に直ちにその旨を書面又は電子メールにて通知するとともに、開示の範囲を最小限にするべく開示者に協力するものとする。

6. 注文者及び当社は、「個人情報」につき、法令に従い適切に取り扱うものとし、期限の定めなくその義務を負う。

(知的財産権等の帰属)

第12条

本件業務に関連して新たに生じた発明、考案、意匠、著作物その他に関する産業財産権及びそれを受ける権利並びに著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）その他ノウハウ等（以下あわせて「知的財産権等」という。）のうち、本詳細内容に基づき生じたものは、注文者に帰属するものとする。

2. 前項の知的財産権等に含まれる本件業務の遂行前から有している又は本件業務とは別に取得した当社及び第三者の知的財産権等の権利（以下「既存権利」という。）は、当社及び第三者に留保される。なお、当社は、注文者に対して、当該既存権利について注文者が本契約の目的のために必要とする範囲で使用及び実施を許諾する。ただし、注文者が当該使用及び実施につき、本件業務に関連して当社と同様又は類似の業者に下請けさせる場合はこの限りではない。

（知的財産権等侵害の責任）

第13条

本件成果物が第三者の知的財産権等を侵害するとして、第三者から注文者に対して請求、警告又は提訴等（以下「請求等」という。）があった場合、注文者は、当社に対して、直ちにその旨を通知し、当該請求等について解決にかかる権限を与えた場合に限り、これにより注文者が支払うべきとされた損害賠償額及び注文者に生じた損害額を当社が負担するものとする。なお、この場合であっても第18条を適用するものとし、注文者は、請求等解決のために当社に協力するものとする。

2. 前項の定めは、次の各号に該当する場合は適用しない。

- （1）請求等が注文者の指示又は資料等若しくは本詳細内容に起因する場合。
- （2）請求等が本件成果物の変更又は改変に起因し、当該変更又は改変が当社によりなされたものでない場合。
- （3）請求等が本詳細内容で想定した以外のハードウェア又はソフトウェアとの組み合わせに起因する場合。
- （4）その他請求等が当社のみの方の責に帰すことのできない事由に起因する場合。

（権利義務譲渡の禁止）

第14条

注文者及び当社は、相手方の書面又は電子メールによる事前の承諾を得ることなく、本契約上の権利、義務又は財産の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

（反社会的勢力の排除）

第15条

注文者及び当社は、自らが反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に定義する「暴力団」及びその関係団体等並びにその構成員をいいます。）でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉を毀損若しくは業務の妨害を行い、又は不当要求行為をなさないこと、反社会的勢力に自己の名義を利用させ、利用契約を締結するものでないこと、各々の主要な出資者又は役員、従業員等が反社会的勢力の構成員ではないことを表明し、保証する。

（解除）

第16条

注文者又は当社は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 重大な過失又は背信行為があった場合
 - (2) 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
 - (4) 公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (5) 第15条（反社会的勢力の排除）に反する場合
 - (6) その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が生じた場合
2. 注文者又は当社は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。
3. 注文者又は当社は、前各項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方より通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。

（中途解約）

第17条

注文者又は当社は、自己の都合等により本契約又は個別契約を継続しがたい事情が発生した場合に限り、相手方に対し書面又は電子メールで3か月以上の期間を定めて通知し、注文者及び当社の協議のうえその解約条件を合意することにより、本契約及び個別契約を有効期間満了前に解約することができる。

（損害賠償）

第18条

注文者及び当社は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責任に帰すべき事由により損害を被った場合、相手方に対し、直接かつ現実に被った通常の範囲内で、当該損害の原因となった個別契約に定める委託料相当額を限度として、損害賠償を請求することができる。ただし、特別な事情によって生じた損害については、その予見可能性の有無にかかわらず、賠償する責任を負わない。

2. 第1項に基づく請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める本件業務完了日より1年間が経過した後は行うことができないものとする。

（不可抗力）

第19条

天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、重大な疫病、その他の不可抗力、法令の制定・改廃・公権力による命令・処分、争議行為、輸送機関・通信回線等の事故、その他当社の責任に帰することができない事由による本契約及び個別契約の全部又は一部（金銭債務を除く）の遅滞又は不能が生じた場合、当社はその責任を負わないものとする。

（有効期間）

第20条

本契約の有効期間は、個別契約の成立から当該個別契約の支払い完了までとする。

(終了)

第21条

注文者及び当社は、理由の如何を問わず本契約終了又は開示若しくは提供した相手方の請求により、第8条の資料等及び貸与品・支給品並びに第11条の秘密情報を返還又は廃棄するものとする。

- 理由如何を問わず本契約が解除若しくは解約により終了した場合又は本件業務の停止若しくは中止が決定した場合は、注文者は、当社に対して、既履行の本件業務に相当する委託料を支払うものとする。
- 前項の場合につき、注文者は、委託料の支払いと同時に既履行の本件成果物又はその仕掛品の引渡しを請求することができる。

(残存条項)

第22条

本契約終了後においても、別段の定めがある場合を除き、第11条の規定は5年間、第5条、第8条第4項、第12条、第13条、第18条、第19条、第21条、第23条第1項第3号、第24条及び本条の規定は期間の定めなく有効に存続する。

(準委任)

第23条

注文者及び当社は、個別契約に契約形態の請負又は準委任の別を記載するものとし、準委任である場合は、本契約第3条乃至第5条、第13条及び第21条第3項（納入を要する場合を除く。）を適用しないものとし、これに代えて次の各号を適用するものとする。

- 当社は、善良な管理者の注意義務をもって本件業務を遂行する。
- 本件業務は、個別契約における本件業務の遂行期間の満了をもって本件業務の完了とする。
- 当社は、注文者に対して、本件業務に関して特定の目的を達成するための結果を保証するものではなく、また、第三者の権利の非侵害の保証を含め、本契約に別段の定めがあるものを除きいかなる保証も行わず、何らの責任も負わないものとする。

(準拠法・紛争解決手段)

第24条

本契約及び個別契約は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

- 本契約及び個別契約に関して紛争が生じた場合には、訴額に応じて、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第25条

本契約及び個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、信義誠実の原則に従い、注文者及び当社が協議し、円満に解決を図るものとする。

以上

本契約は、2020年7月1日付設置